第２３回総会　議事録

開催日時　　令和元年５月３１日(金曜日)　　午後２時３０分

開催場所　　開催場所　　小松島市役所４階　大会議室

(農業委員)

1番　山本　康信	2番　錦野　伸策	3番　竹内　信行	4番　原　　一喜
5番　金西　　章	6番　栗本　謙二	7番　矢三　明子	8番　谷崎　賢二
9番　湯浅　友子	10番　矢野　伸二	11番　江﨑　惠子	12番　大栗　栄信
13番　田川　貴之	14番　舩越　康博	15番　川瀬　益栄	16番　丸本　公一
17番　川嵜　須美子	18番　青木　正廣	19番　高井　トミヱ	

(農業委員のうち欠席者)

2番　錦野　伸策	5番　金西　　章	8番　谷崎　賢二	13番　田川　貴之

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区　庄野　博美	2区　三ツ本　善則	3区　日下　正治	3区　椋本　明治
4区　松浦　義博	5区　辻　　義徳	5区　宮田　芳和	6区　山田　卓志
6区　橋本　春男	7区　髙岡　茂樹	7区　黒田　敬司	8区　内多　泰美
9区　吉積　幸二	9区　岡﨑　勢一	10区　宮城　　仁	10区　森　　博之

(事務局の出席者)

局長　添木　　尚　　次長　水口　理恵　　書記　安部　裕介

議　案

議案第１号　農用地利用集積計画案審議について

議案外

報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第２号　農地法第４条の規定による許可の取消届について
報告第３号　非農地証明願について
報告第４号　農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について

その他

平成３０年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

総会開始時間　　午後２時３０分

議長（青木会長）

ただいまより、小松島市農業委員会　第２３回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、６番　栗本委員と１５番　川瀬委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、２番　錦野委員、５番　金西委員、８番　谷崎委員、１３番　田川委員より、欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第１号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の２ページをお開きください。

議案第１号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、５件、１２筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。
今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である
①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
②利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である
・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
・耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
・対象農地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。
③対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。
３ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第１号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第１号を可決いたします。
以上で、議案についての審議を終了いたします。
引き続き、議案外に移ります。
報告第１号　　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第２号　　農地法第４条の規定による許可の取消届について
報告第３号　　非農地証明願について
報告第４号　　農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について
以上、４件でございます。
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

それでは、議案書の４ページをお開きください。

報告第１号『農地法第４条第１項第７号の規定による届出について』

届出件数１件、１筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号１番は、畑１筆の面積 587 ㎡で、申請内容は宅地（アパート）の４条届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の５ページをご覧ください。

報告第２号『農地法第４条の規定による許可の取消届について』

届出件数１件、１筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、許可日、許可番号、取消届日、受付番号、取消許可日、取消通知番号を朗読

平成 21 年 3 月 19 日付け徳島県指令農林第 513 号で、露天貸駐車場として、農地法第４条の規定による許可を受けていた案件の取消です。
許可を受けた当時の申請者である○○さんはすでに死亡しており、その相続人である○○さんも死亡されているため、この取消の申請人は、○○さんの相続人である、○○さん、○○さん、○○さん、○○さんの４名でございます。こちらは許可後も農地として利用しておりましたが、この度、大規模店舗の敷地の一部となる話が出たため、取消することとなりました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、徳島県知事へ提出していたところ、令和元年 5 月 7 日付け徳島県通知農林第 177 号にて取消されました。

事務局（次長）

議案書の６ページをお開きください。

報告第３号『非農地証明願について』

申請件数１件、３筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、届出受付日、受付番号、証明日、証明番号を朗読

整理番号１番から３番については、平成８年４月１３日撮影の航空写真では、以前営業していたパチンコ店の駐車場の一部となっており、現地確認の結果、駐車場として使用はされていないものの、雑種地となっておりました。

この案件は、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから２０年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。また添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により書類を受理しました。

事務局（次長）

議案書の７ページをお開きください。

報告第４号『農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について』

申請件数４件、７筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、設定を受ける者、設定する農用地を朗読

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長より、農用地利用配分計画の認可について、平成３１年４月２２日付け、農技セ第７７号にて事務局に通知がありました。認可年月日は平成３１年４月２２日です。

８ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外４件について報告がありました。
何か質疑ございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
引き続き、その他の案件の協議に移ります。
「平成３０年度の農業委員会の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）」と
「令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」
について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

前年度の点検・評価と現年度の活動計画につきましては、平成２１年1月２３日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会の適正な事務実施について」によりますと、農業委員会は、毎年度５月末までに、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、市のホームページ等により公表するものとされております。
それでは、内容の説明に移らせていただきます。まず、はじめに、お手元の資料、「平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧いただけますでしょうか。

１ページ目の農業委員会の状況でございます。
まず、上段部分の１．農業の概要につきましては、表の下の注意書きのとおり、インターネット等で公表されている耕地及び作付面積統計や農林業センサスから転記したものや、農林水産課に確認を行ったものです。なお、基準日は、平成３１年３月３１日ですが、一番上の表の４段目、農地台帳面積は、平成３１年１月１日現在の数値でございます。
下段の２．農業委員会の現在の体制につきましては、新制度の記載をしております。

続きまして、２ページ目の担い手への農地の利用集積・集約化でございます。
数値につきましては、１番の現状及び課題と２番の目標及び実績の両方とも、平成３１年３月３１日現在のものでございます。
３番の活動、４番の評価につきましては、平成３０年度の当初の活動計画と平成３０年度中の活動実績や評価をまとめております。

３ページ目の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。
数値につきましては、市の農林水産課に確認しております。
その他の項目につきましては、２ページ目と同様に平成３０年度の当初の活動計画と平成３０年度中の活動実績や評価をまとめております。

４ページ目の遊休農地に関する措置に関する評価でございます。
数値につきましては、平成３０年度の農地パトロールと利用意向調査の結果を反映しております。
その他の項目につきましては、同じく平成３０年度の当初の活動計画と平成３０年度中の活動実績や評価をまとめております。

５ページ目の違反転用への適正な対応でございます。
数値につきましては、１番の現状及び課題と２番の実績の両方とも、平成３１年３月３１日現在のものでございます。
その他の項目につきましては、平成３０年度中の活動計画や実績、評価をまとめております。

６、７ページ目の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。
１番の３条許可、２番の農地転用に関する事務につきましは、実際に議案となった案件の状況でございます。
３番の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、施行状況調査の報告状況でございます。
４番の情報の提供等につきましては、賃借料情報は広報紙やホームページに掲載させていただいた件数で、権利移動等の状況把握は、議案書で委員の皆さんに提示させていただいた件数でございます。

８ページ目の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。
農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務について、特にございませんでした。

同じく８ページ目の事務の実施状況の公表等でございます。

１番の議事録の公表につきましては、現在、平成３０年度中の議事録をホームページ上に公表しております。
「平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきましては以上でございます。

続きまして、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧ください。内容について簡単にご説明させていただきます。

活動計画につきましては、先ほどご説明いたしました、平成３０年度の点検と評価の結果をもとに、課題を抽出し、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画をまとめたものでございます。

詳細説明につきましては、先ほどと重複する項目が多いため省略させていただきますが、達成可能な目標値と活動計画を設定させていただいております。
各自で、目をお通しいただきまして、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「点検・評価」と「目標及び活動計画」につきましては、先ほども申し上げましたが、ホームページ等で公表することとなっております。
本日の資料と同内容のものを公表する予定でございますので、ご了承ください。以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。
何かご質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑等がないようですので
「平成３０年度の農業委員会の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）」と
「令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」
を承認とします。
以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。
これにて、第２３回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡及び研修がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了　　午後２時５０分

議事録署名委員　　６番　栗本　謙二　　１５番　川瀬　益栄